

## あきる野市におけるいじめ防止対策

年度	本市の取組	国や都の取組	認知件数（平成18年度以降）	
			あきる野市	東京都
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ・不登校0（ゼロ）への挑戦の開始</li> <li>いじめ撲滅3原則を公表</li> </ul>	<p>※平成6年度以降のいじめの定義</p> <p>この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。</p>	30件 小学校7件 中学校23件 ※発生件数	886件 小学校289件 中学校597件 ※発生件数
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省によるいじめの定義の変更</li> </ul> <p>本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p>	78件 小学校38件 中学校40件	6784件 小学校3841件 中学校2759件
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめについて考える日」の取組の開始</li> <li>生命尊重をテーマとした「公開モデル授業」及び「パネルディスカッション」の実施</li> </ul>		112件 小学校86件 中学校26件	11425件 小学校7187件 中学校4238件
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>『いじめをなくそう』子ども会議の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策推進法の施行</li> </ul> <p>「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p>	79件 小学校51件 中学校28件	9435件 小学校5581件 中学校3854件
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>あきる野市いじめ防止対策推進条例の制定</li> <li>いじめ問題担当者連絡会兼教育相談担当者連絡会の開始</li> </ul>		14件 小学校8件 中学校6件	8248件 小学校4993件 中学校3255件
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則、あきる野市いじめ問題調査委員会規則及びあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会規則の施行</li> <li>あきる野市いじめ防止基本方針の制定</li> </ul>		10件 小学校6件 中学校4件	6254件 小学校3557件 中学校2697件
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNSあきる野ルールを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）」（平成28年7月28日 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会）</li> </ul>	37件 小学校17件 中学校20件	17975件 小学校13946件 中学校4029件
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめについての授業（年3回）の開始</li> <li>法に基づいたいじめの認知件数を月ごとに調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ防止対策の推進に関する調査 結果に基づく勧告」（平成30年3月16日 総務省）</li> </ul>	133件 小学校107件 中学校26件	30854件 小学校25837件 中学校5017件
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>あきる野市いじめ防止基本方針で定めた事業の継続実施</li> <li>（例）「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施</li> <li>（例）「いじめについて考える日」の設定</li> <li>（例）「いじめに関する授業」の実施</li> <li>（例）「学級集団アセスメント」の実施と活用</li> <li>（例）「いじめをなくそう」子ども会議の実施</li> <li>（例）特別支援教育の推進</li> </ul>	<p><b>「いじめ防止対策の推進に関する調査 結果に基づく勧告」（平成30年3月16日 総務省）による文部科学省の対応</b></p> <p>(1) いじめの正確な認知の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>いじめの認知件数に学校間で大きな差がある等の場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。</li> <li>いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。</li> <li>いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。</li> <li>いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。</li> </ol> <p>(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底</p> <p>重大事態については、いじめ防止対策推進法に基づき、学校から教育委員会への発生報告等を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。また、教育委員会から教育委員会会議への発生報告等については、同法において義務付けられているものではないが、国のいじめ防止基本方針等に基づき適切な対応をとること。</p> <p>(3) 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底（略）</p>		